

北広島町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年8月

北広島町

目次

I. はじめに	1
I - 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
I - 2. 取組の経緯	1
I - 3. 町行動計画の作成	2
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
1. 基本的人権の尊重	5
2. 危機管理としての特措法の性格	5
3. 関係機関相互の連携協力の確保	6
4. 記録の作成・保存	6
II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	7
II - 5. 対策推進のための役割分担	8
1. 国の役割	8
2. 地方公共団体の役割（県、市町）	8
3. 医療機関の役割	9
4. 指定（地方）公共機関の役割	9
5. 登録事業者	9
6. 一般の事業者	9
7. 町民	9
II - 6. 町行動計画の主要6項目	10
(1) 実施体制	10
(2) 情報収集・情報提供・共有	11
(3) まん延防止に関する措置	12
(4) 予防接種	13
(5) 医療	15
(6) 町民の生活及び経済の安定の確保	16
II - 7. 発生段階	17
II - 8. 組織体制	18
1. 北広島町の新型インフルエンザ等発生時の体制	18
2. 町対策本部における各課の主な業務担当	19
III. 各段階における対策	21
未発生期	22
(1) 実施体制	22
(2) 情報収集・情報提供・共有	22
(3) まん延防止に関する措置	23

(4) 予防接種	2 3
(5) 医療	2 4
(6) 町民の生活及び経済の安定の確保	2 4
海外発生期	2 6
(1) 実施体制	2 6
(2) 情報収集・情報提供・共有	2 6
(3) まん延防止に関する措置	2 7
(4) 予防接種	2 7
(5) 医療	2 8
(6) 町民の生活及び経済の安定の確保	2 8
県内未発生期	2 9
(1) 実施体制	2 9
(2) 情報収集・情報提供・共有	2 9
(3) まん延防止に関する措置	3 0
(4) 予防接種	3 0
(5) 医療	3 1
(6) 町民の生活及び経済の安定の確保	3 1
県内発生早期	3 3
(1) 実施体制	3 3
(2) 情報収集・情報提供・共有	3 3
(3) まん延防止に関する措置	3 4
(4) 予防接種	3 4
(5) 医療	3 5
(6) 町民の生活及び経済の安定の確保	3 5
県内感染期	3 7
(1) 実施体制	3 7
(2) 情報収集・情報提供・共有	3 7
(3) まん延防止に関する措置	3 8
(4) 予防接種	3 9
(5) 医療	3 9
(6) 町民の生活及び経済の安定の確保	3 9
小康期	4 1
(1) 実施体制	4 1
(2) 情報収集・情報提供・共有	4 1
(3) まん延防止に関する措置	4 1
(4) 予防接種	4 2
(5) 医療	4 2
(6) 町民の生活及び経済の安定の確保	4 2
(参考) 用語の解説	4 3
(別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について	4 9

I. はじめに

I - 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症についても、その中で感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

そこで、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月に施行されました。

この法律は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

I - 2. 取組の経緯

政府は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られ、これを受けて、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定されました。

平成21年（2009年）4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されましたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまり、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られました。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定されるとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ねられ、平成24年（2012年）4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至りました。

また、広島県では、平成 21 年(2009 年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験等から見えてきた課題に対応するため、平成 25 年 4 月に広島県感染症・疾病管理センター(以下「県感染症センター」という。)を設置し、健康危機管理体制の強化が図られました。

県感染症センターは、県内外の感染症の発生動向を早期に把握し、専門的な見地から分析・解析をして、重大な感染症の疑いがある場合には、速やかに、まん延防止対策を講じることができるよう平時から備えるとともに、大規模もしくは重大な感染症が発生した場合には、感染症専門医や疫学専門家などで構成する特別機動班を派遣して現場での体制強化を図ることとしています。

I - 3. 町行動計画の作成

特措法では、政府は新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとされ、また、都道府県は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を作成するものとされています。

これを受け、政府は平成25年(2013年)6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を作成し、広島県は平成25年(2013年)12月に「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を作成しました。

県行動計画は、県における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとなっています。

これを受け、この度、本町内で新型インフルエンザ等が発生した場合、広島県や県内の他の市町等と連携し、総合的な対策を実施するために、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示した「北広島町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」と言う)を作成しました。

この町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や対策の検証結果等を取り入れ、適時適切に変更を行うものとします。

国、県、町の行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりです。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

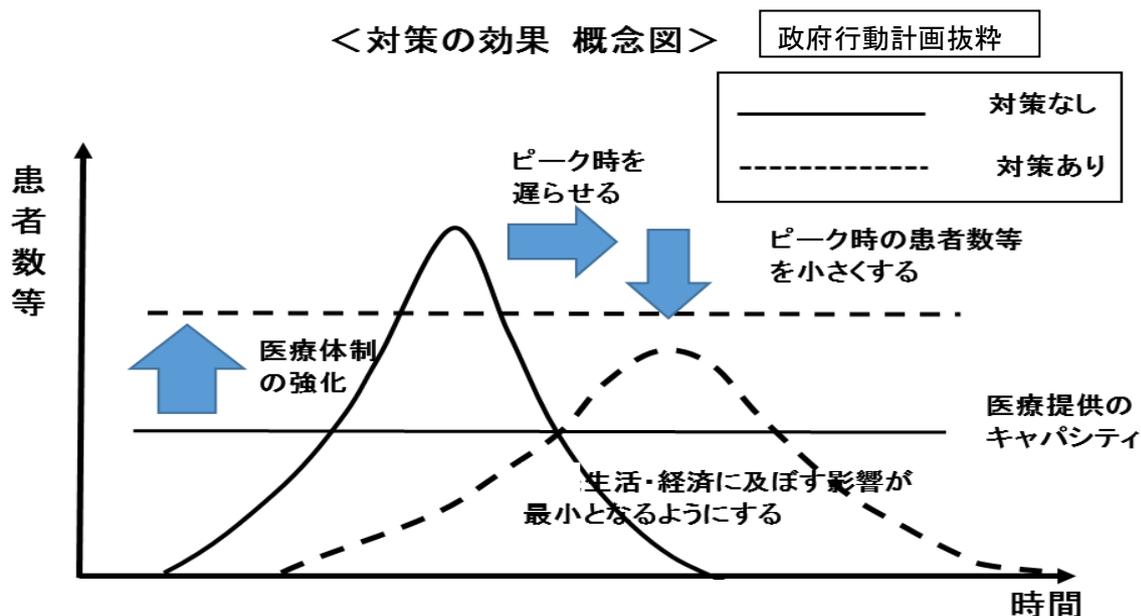
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県及び町への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。

また、新型インフルエンザ等については、町民の多くが罹患する可能性もありますが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということも考えられます。

こうしたことを念頭におきつつ、国、県と連携し、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくものとします。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の受診患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 町、医療機関及び事業者等は、事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。

病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策を講じます。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国においては、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが、町民の生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定されます。そして、県においては、それらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定されます。町は、それらの内容に基づき、実施すべき対策を決定していきます。

国は、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しながら、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策はその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。県及び町は、それらの内容に基づき、実施する対策の見直しを行います。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を講じます。

- 発生前の段階では、町は、県が行う地域における医療体制の整備への協力、町民に対する啓発や町・事業者による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行います。

- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、町は、県から確認された新型インフルエンザ等についての情報と今後講じられる対策等の情報を得て、北広島町感染症(新型インフルエンザ等)対策連絡会議を開催し、町の関係課で情報共有し、注意体制をとります。

- 県内の発生当初の段階では、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講じるとともに、県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力します。また、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請などに協力します。

- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、町及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や町民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されます。
従って、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

- 事態によっては、地域の実情等に応じて、町が県や国と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応による感染対策を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの感染の機会を減らすなどの方策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県及び町、又は指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となります。

II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県及び町、又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

この場合において、次の点に留意します。

1. 基本的人権の尊重

国、県及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用（特措法第 29 条）、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、特措法第 5 条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分な説明を行い、理解を得ることを基本とします。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を

講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、北広島町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととなっています。

4. 記録の作成・保存

国、県及び町は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部及び町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられていますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

町行動計画の策定に当たっては、政府行動計画及び県行動計画に基づき、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定しています。

流行予測（広島県・全国）（アジアインフルエンザ（中等度）～スペインインフルエンザ（重度））

区 分	北広島町	広島県	全 国
総 人 口	19,685人	約287万人	約12,800万人
患者数（人口の25%が り患すると仮定）	約4,921人	約72万人	約3,200万人
医療機関を受診する 患者数（人口比10.2%～19.5%）	約2,007～3,838人	約29～56万人	約1,300～2,500万人
入院者数（中等度～重度） （人口比0.4%～1.6%）	約78～314人	約1.2～4.5万人	約53～200万人
死亡者数（中等度～重度） （人口比0.1%～0.5%）	約19～98人	約0.4～1.4万人	約17～64万人
1日最大入院者数 （中等度）（人口比0.1%）	19人	2,280人	10.1万人
1日最大入院者数（重度） （人口比0.3%）	約59人	約8,800人	39.9万人

- ・ 住民基本台帳に基づく人口（平成25年3月31日現在）により人口割して本町の患者数を試算しました。
- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があります。併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

II-5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

また、国は新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

2. 地方公共団体の役割（県、市町）

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努めます。

また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、保健所を設置する広島市、呉市及び福山市（以下「保健所設置市」という。）、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努めます。

【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携に努めます。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進に努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（厚生労働大臣が登録）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備に努めることになっています。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めることになっています（特措法第4条第3項）。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策に努めることになっています。町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められています（特措法第4条第1項、第2項）。

7. 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めなければなりません。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めることが必要です。

II-6. 町行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報収集・情報提供・共有」、「(3)まん延防止に関する措置」、「(4)予防接種」「(5)医療」、「(6)町民の生活及び経済の安定の確保」の6項目に分けて立案しています。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国、県及び町全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、町においても健康に関わる部門と危機管理部門が中心となり、全庁を横断した体制を構築し、一丸となって取り組む必要があります。

この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要があります。

さらに、関係課が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備しなければなりません。

また、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等発生の「県内感染期」においても、町の機能を維持し最低限の継続すべき通常業務を行いながら、新型インフルエンザ等対策に万全を期すための体制を整えることが必要です。

新型インフルエンザ等の発生前においては、海外で高病原性鳥インフルエンザの人感染例が発生した場合は、「広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等）」を通じ、また、国が国内外で新型インフルエンザ等の疑いを把握し、初動対処方針を決定した場合等には、「広島県新型インフルエンザ等警戒本部」を通じ、町は、町役場内の関係課における認識の共有を図るとともに、関係課が連携し、一体となった取組を推進しなければなりません。

海外において新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置し、県は、知事を本部長とする県対策本部を設置したときは、町は、町長を本部長とする町対策本部を設置し、国、県等関係機関との連携を図りつつ、全庁一体となった対策を強力に推進していきます。

さらに、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的且つ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとみとめ、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合には、町は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な措置を講じます。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、新型インフルエンザ等の発生前から、町行動計画の作成等において、できるだけ医学・公衆衛生等の学識経験者等から意見を聴くとともに、発生時において、行動計画に沿って対策を講ずる際には、可能な限り医学・公衆衛生等の学識経験者等からの意見を随時適切に求めることとします。

町は、これらの実施体制の整備等に当たっては、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供、

対策の調整等、国、県、指定（地方）公共機関その他の関係機関等との連携、協力に十分留意する必要があります。

このため、町は、県感染症センターが中心となって構築された医療関係者等のネットワークによる感染症情報の一元化に協力します。

（２）情報収集・情報提供・共有

（ア）情報収集・情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

（イ）情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネット及びきたひろネット等を含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

（ウ）発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、町は、県と連携し、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。

特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健課と教育委員会が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していきます。

（エ）発生時における町民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

町民への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。

また、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと。）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図っていきます。

② 町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、国や県、町、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、町のホームページ、きたひろネット、広報紙、回覧等を活用し情報の提供を行います。

（オ）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信できるように、町対策本部における広報担当者を設置し、適時適切に情報を提供する体制を整備します。

なお、町が記者発表を行う場合は、事前に県と協議を行います。

（カ）相談窓口の設置

町は、県の要請を受け、海外発生期から小康期までの間、町民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な相談に対応する情報提供窓口を保健課に設置します。その際、県感染症センターの相談窓口用に作成したQ & Aを参考にします。

（3）まん延防止に関する措置

（ア）まん延防止に関する措置の目的

新型インフルエンザ等の感染対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、町は、県感染症センターの専門的判断に基づき、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止の指示を行います。

（イ）主なまん延防止対策

個人における対策については、町内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県は、県感染症センターの専門的判断に基づき、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行います（特措法第45条第1項）。町は、県の要請に応じ適宜協力し、町民に周知します。

地域対策・職場対策については、町内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、県感染症センターの専門的判断に基づき、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うこととなっています（特措法第45条第2項、第3項）。町は、その要請に応じるとともに、関係者に周知します。

(4) 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

(イ) 特定接種

イ-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- とされています。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされています。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性や社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し決定します。

町は、政府対策本部の決定に従い、国及び県に協力し、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施します。

そのため、町職員については、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理し、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等を定めておきます。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。

イ-2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員は、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築します。

(ウ) 住民接種

ウ-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。

住民接種は、全町民を対象とします（在留外国人を含む。）が、町民以外にも、町内の医療機関に勤務する医療従事者や入院患者も考えられます。

住民接種の対象者は、政府行動計画において、以下の 4 つの群に分類されます。

医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦）
小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
成人・若年者
高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方がある一方で、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これら双方を併せた考え方もあることから、次のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部が決定されます。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

<p>○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)</p> <p>①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者</p>
<p>3)重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方</p>
<p>○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)</p> <p>①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者</p>
<p>○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)</p> <p>①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者</p>

ウ-2) 住民接種の接種体制

町が実施主体となり、原則として集団接種とします。接種が円滑に行えるよう、山県郡医師会の協力により、接種体制の構築を図ります。町は、県感染症センターに予防接種の円滑な実施に協力するよう要請します。

(エ) 留意点

「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されます。

(オ) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるとき、町は、県感染症センターへ医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）（特措法第31条第2項、第3項、第46条第6項）するよう依頼します。

(5) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、町内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

(イ) 発生前における医療提供体制の整備

町は、西部保健所広島支所を中心に、山県郡医師会、薬局、北広島町消防本部・消防署等の関

係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療提供体制の整備の推進に協力します。

(ウ) 発生時における医療提供体制の維持・確保

町は、県の要請を受けて、「帰国者・接触者外来」の設置を、山県郡医師会、県西部保健所広島支所等と協議し整備していきます。

町が開設する各診療所では、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあることから、診療施設内で新型インフルエンザ等に感染している可能性があるものとそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努めます。

町は、町民へ「帰国者・接触者外来」の設置と受診方法について、広報や相談窓口で周知します。

<帰国者・接触者外来の受診方法>

①対象者

新型インフルエンザ等が発生した国からの帰国者と濃厚接触者で症状がある人。

②受診方法

- ・県感染症センター、各保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談。
- ・「帰国者・接触者相談センター」の指示で、指定された「帰国者・接触者外来」を受診。

<まん延状況に応じた診療体制の周知>

町は、山県郡医師会、県西部保健所等と情報を共有しながら、町内の医療体制が維持できるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制の切り替えに応じた受診方法を町民に周知します。

<新型インフルエンザ等患者の診療体制の切り替え>

①帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替えます。

②患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けます。

<在宅療養患者の支援>

町は、在宅療養において支援の必要な患者について、県、医療機関、その他の関係機関等と連携しながら、必要に応じた支援を行います。

(エ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等（特措法第10条、第51条）

新型インフルエンザ等のまん延により、町内医療機関において抗インフルエンザウイルス薬が通常ルートで入手困難な状況等が予測されるときは、町は県に対し、備蓄薬の放出の要請を行います。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされています。また、本人のり患や家族のり患等により、町民生活及び経済に多大な影響を与えるおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び経済への影響を最小限となるよう、

県、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要です。

町は、町民に事前の準備を行うよう働きかけるとともに、高齢者、障害者等の要援護者の生活の支援等について必要な対策を講じます。

II-7. 発生段階

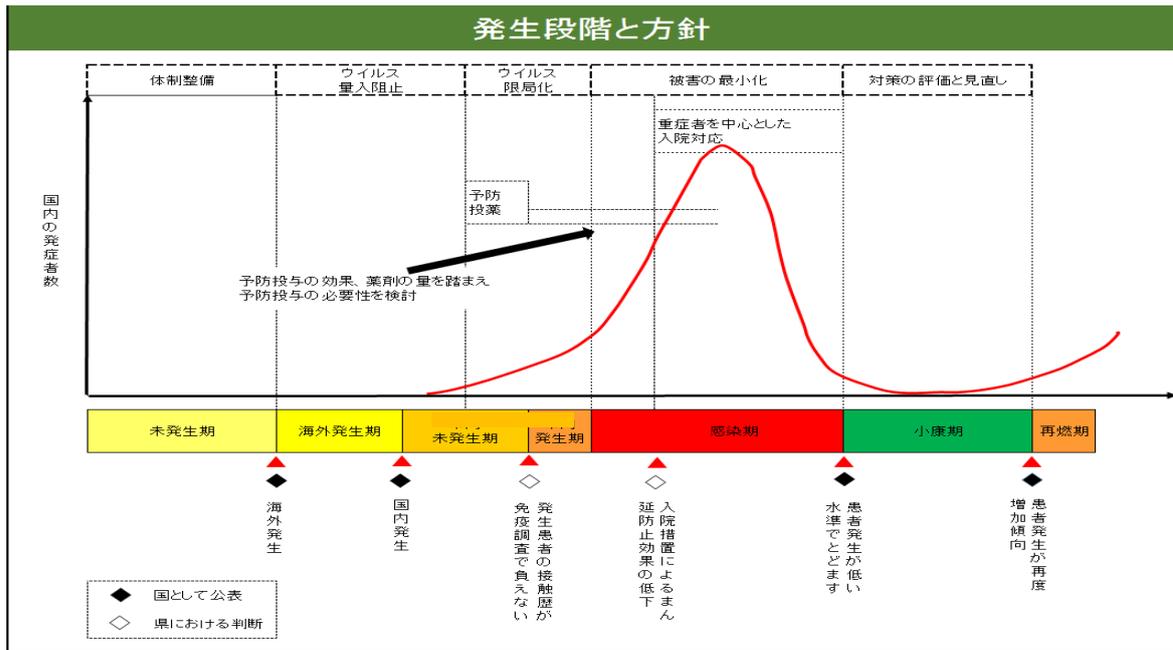
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

町行動計画では、県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めています。

発生段階		状態
国発生段階	県・町発生段階	
未発生期	未発生期	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況（発生疑いを含む）
海外発生期	海外発生期	・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	・ いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内や町内で発生していない状態
	県内発生早期	・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	小康期	・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部において決定するものとします。

県、町、関係機関等は、それぞれの行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとします。なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要があります。



II-8. 組織体制

1. 北広島町の新型インフルエンザ等発生時の体制

発生段階	未発生期		海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
発生段階ごとの目的	①体制整備 ②発生の早期確認に努める		①体制整備	①体制整備	①感染拡大防止策実施 ②医療体制の確保 ③感染拡大に備えた体制整備	①医療体制の維持 ②健康被害・生活・経済への影響を最小限にとどめる	①町民生活・経済の回復を図り第二波に備える
	<緊急事態宣言時> 外出自粛要請、施設の使用制限、 臨時的医療施設の設置 等						
広島県危機管理体制	平常時	注意体制 ※1	警戒体制 ※2	非常体制			警戒体制 ※3
	広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等対策）		広島県新型インフルエンザ等警戒本部設置	広島県新型インフルエンザ等対策本部設置（本部長：知事）			広島県新型インフルエンザ等警戒本部設置
北広島町	平常時	注意体制	警戒体制	非常体制			警戒体制
	北広島町感染症（新型インフルエンザ等）対策連絡会議			北広島町新型インフルエンザ等対策本部設置（本部長：町長）			感染症対策連絡会議

※1 海外で鳥インフルエンザの人感染例発生

※2 国内・県内で鳥インフルエンザの人感染例発生又は海外で新型インフルエンザ等感染疑い例発生

※3 国及び県が政府対策本部及び県対策本部を解散した時は、警戒体制等へ移行する。

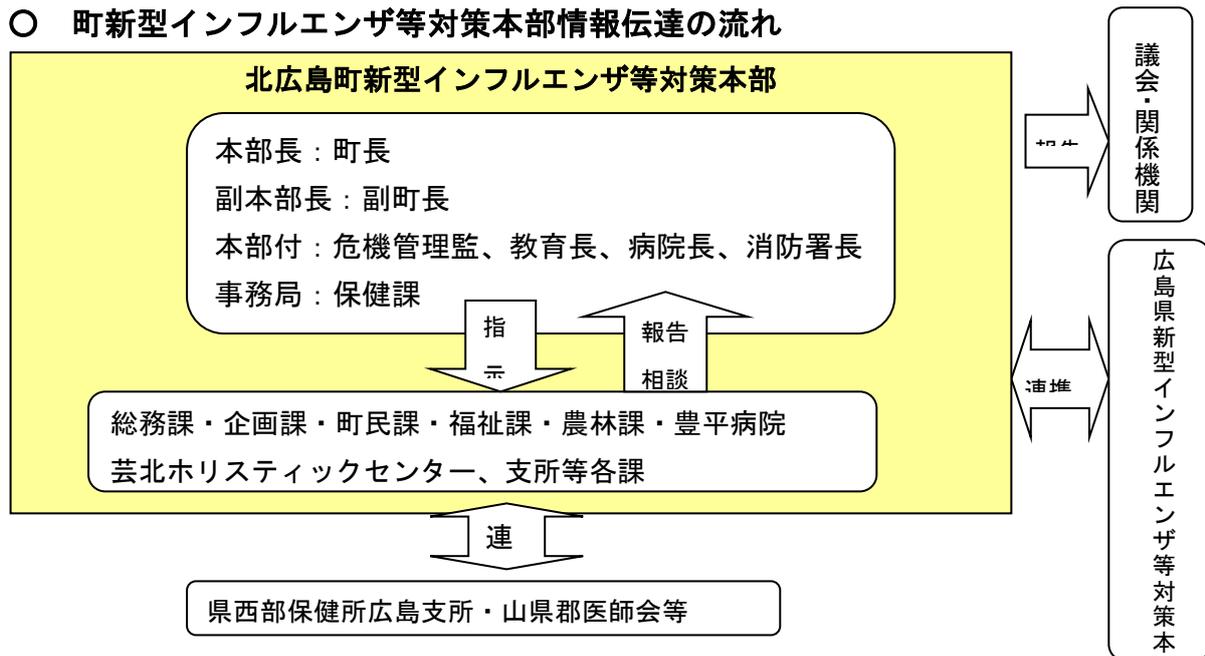
○ 町感染症（新型インフルエンザ等）対策連絡会議

町は、海外で鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が発生した時点で、国内発生時に備え、初動体制の確立や情報共有、事前対策を行うため、保健課長が「町感染症（新型インフルエンザ等）対策連絡会議」を招集します。

①構成

議長	保健課長
委員	危機管理監、総務課、町民課、福祉課、教育委員会、豊平病院
事務局	保健課

○ 町新型インフルエンザ等対策本部情報伝達の流れ



2. 町対策本部における各課の主な業務担当

部局名	項目
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関する事 ・ 発生期における町業務の維持継続に関する事 ・ 集客施設等におけるまん延防止に関する事 ・ 関係機関・団体等との間の情報共有に関する事 ・ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事
危機管理監 総務課 企画課 会計管理者会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町対策本部の運営に関する事 ・ 消防防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 患者輸送体制の確保に関する事 ・ 町業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関する事 ・ 庁舎におけるまん延防止対策に関する事 ・ 広報の総括に関する事 ・ 報道機関への情報提供に関する事 ・ 公共交通機関におけるまん延防止に関する事 ・ 出納機能の確保に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品調達に関すること ・ 緊急時対応物資等に関すること。 ・ 事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関すること
町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内在住外国人への情報提供の支援に関すること ・ 海外渡航者への情報提供の支援に関すること ・ 感染性産業廃棄物の処理に関すること ・ ごみの排出抑制に関すること ・ 火葬体制の確保のための支援に関すること ・ 食品事業者等に対する感染防止策の周知に関すること
保健課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること ・ 医療提供体制の確保に関すること ・ 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること ・ 医薬品、医療機器等の確保に関すること ・ 新型インフルエンザ等予防接種に関すること ・ 健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関すること ・ 要援護者（在宅の高齢者、障害者等）への支援に関すること ・ 町内医療機関との連絡調整に関すること ・ 町民への情報提供に関すること
農林課 企画課 商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連物資の確保のための支援に関すること ・ 企業活動の維持・復旧のための支援に関すること ・ 主要食料の確保のための支援に関すること ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策本部事務局所管部としての新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関すること ・ 農林水産業の維持・復旧のための支援に関すること
建設課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン（下水）の確保に関すること ・ ライフライン（水道）の機能確保に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること ・ 発生期における教育対策に関すること
税務課 財政課 議会事務局 支所 農業委員会事務局 監査委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課の応援に関すること

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、県は、「広島県感染症対策会議（新型インフルエンザ等対策）」を定期的を開催し、新型インフルエンザ等対策を推進することになっています。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施していきます。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。（発生疑いを含む）

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国及び県との連携の下、情報収集を行い、発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国や県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備等を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町全体での認識共有を図るため、継続的な情報収集と情報提供を行う。

(1) 実施体制

- ・ 町は、特措法に基づき、県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を作成し、必要に応じて見直します。また、町行動計画のマニュアルを作成します。
- ・ 県西部保健所広島支所を中心に、近隣市町、山県郡医師会、北広島町消防本部・消防署、山県警察署等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制の確認、訓練を行います。
- ・ 海外で鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が報告された時点で、町感染症(新型インフルエンザ等)対策連絡会議を開催し、情報の共有と一体となった取り組みの体制を整備します。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 国、県の通知に基づき、保育所、小・中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努め、県の構築するサーベイランスに協力します。
- ・ 発生前から、国や県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手することに努めます。

イ 平常時の情報提供

(ア) 町民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する正しい知識と適切な感染防止策の情報や発生した場合の対策について町民へ分かりやすく情報提供を行います。
 - ・ 町行動計画を、町ホームページ等により情報提供します。
- (イ) 関係機関への情報提供及び体制整備
- ・ 山県郡医師会等の関係機関に対し、町の新型インフルエンザ等対策について周知を行い、町行動計画への理解と協力を求めます。
 - ・ 町の関係課間での情報共有体制や県及び関係機関との情報共有体制を整備します。
 - ・ 学校及び関係団体等に必要に応じ、町行動計画に関する説明会を実施して協力を求めます。
 - ・ 住民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置する準備を進めます。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染防止策の周知

- ・ 平常時から、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットなど個人でできる感染防止策を広く町民に周知します。
 - ◇ 町のホームページ及びきたひろネット等を活用し、感染防止策を周知します。
 - ◇ 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図ります。
 - ◇ 感染防御方法、飛沫感染防止策等について、「県民向けQ & A」や「施設管理者向けマニュアル」等を参考に周知します。
 - ◇ 個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。
 - ◇ 県が作成する各発生段階における疫学調査及び接触者への指導等についての「対応マニュアル」を参考にします。

イ 社会活動等の制限

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が不要不急の外出の自粛を要請することについて、町民に理解促進を図り感染防止策について周知します。

(4) 予防接種

ア 基準に該当する事業者の登録作業の周知

- ・ 町は、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業にかかる周知を行うこと等に協力します。
- ・ 国が行う事業者の登録申請受付に協力します。

イ 接種体制の構築

a 特定接種

町は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築します。

b 住民接種

- ・ 町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、当該町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。
- ・ 町は、円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受け、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町における接種を可能にするよう努めます。
- ・ 町は、速やかに接種することができるよう、山県郡医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

c 情報提供

町は、県からの新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

(5) 医療

ア 地域医療提供体制の整備

- ・ 町は、県西部保健所広島支所を中心に、山県郡医師会、薬局、北広島町消防本部・消防署等の関係機関と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療提供体制の整備を進めます。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

ア 町民への対応

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、社会機能が低下するおそれがあることから、町民に対し、平常時から、次の取組などを心がけるよう周知を図ります。
 - * できるだけ外出を避けることができるよう、事前に食料品等の備蓄を行うこと。
 - * 電気・ガス・水道等の供給不足が予測されるため、燃料資源等の消費節減に努めること。

- * 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予測されるため、ごみの排出抑制に努めること。

イ 事業者への対応

- ・ 町は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組が行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図ります。

ウ 要援護者への生活支援

- ・ 県内感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等に備えて、対象世帯の把握とともに、その具体的手続を決めておきます。
- ・ 町は、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行えるよう日頃から連携体制を整備しておきます。

エ 火葬能力等の把握

- ・ 町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整えます。

オ 防犯・防災活動

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、山県警察署および北広島町消防本部・消防署等の関係機関と協力体制を構築します。

海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入状況等に注視し、早期発見に努める。
- 2) 県内での発生に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国及び県との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合に備え、早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 県等と連携し、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等により、国内発生を出来るだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、町民生活及び経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

【注意体制】

町感染症（新型インフルエンザ等）対策連絡会議を開催し、国、県が決定した基本的対処方針を確認し、対応を検討します。また、状況に応じて、町対策本部の設置も検討します。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 引き続き、国・県が発信する新型インフルエンザ等の情報を収集します。

イ 町民への情報提供

- ・ 町民に対し、地域住民の混乱を避けるために、感染防止策等の必要な情報を適宜提供します。
 - * 国が作成するQ & A等を活用し、新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策などの最新情報をきたひろネット等で、町民に情報提供します。
 - * 町は、外国人に対しては民間団体等の協力を得て、情報提供します。

- * 町は、障害者に対しては、障害の特性に応じて情報提供に努めます。

ウ 相談窓口の設置

- ・ 県が設置する住民からの一般的な問合せに対応するコールセンターの紹介を行います。
- ・ 県よりQ & A等の必要な情報の提供を受け、町民からの問合せに対応する相談窓口を保健課に設置します。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 山県郡医師会等関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、県内発生に備えた協力を要請します。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染症危険情報の提供等

- ・ 国等関係機関からの情報をもとに感染症危険情報を発出し、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発生が確認された地域への渡航自粛等を町民に対し注意喚起します。

イ 感染予防策

- ・ 町民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図ります。
- * きたひろネット等により、感染防止策の周知を図ります。
- * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図ります。
- * 新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発が確認された地域への渡航自粛等、注意喚起を行います。
- * 町の集客施設へ手指消毒を設置します。

ウ 社会活動等の制限

- ・ 町は、県が、県民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請、また、事業者等に対し施設の使用制限の要請等を行うことに、適宜協力し、感染予防策を徹底します。

(4) 予防接種

ア 国が、特定接種を実施することを決定した場合、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 住民接種

- ・ 町は、国が特措法第46条に基づく住民接種、又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定した場合に備え、接種場所や接種方法等の具体的な準備をするとともに、住民への情報提供を行います。

- ・ 町は、住民にワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報を提供します。

(5) 医療

ア 地域医療提供体制の整備等

- ・ 町は、県西部保健所広島支所を中心に、山県郡医師会、薬局、北広島町消防本部・消防署等の関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者で、発熱・呼吸器症状等を有する人は、県が設置する帰国者・接触者相談センターへ電話相談し、帰国者・接触者外来への受診を周知します。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

ア 町民への対応

- ・ 町民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知を図ります。
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。

イ 事業者への対応

- ・ 町は、県の要請を受け、事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図ります。

ウ 要援護者への生活支援

- ・ 町は、県内感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等及び搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討します。
- ・ 災害応急救助物資の利用について検討します。

エ 火葬能力等の把握

- ・ 町は、県から火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の要請に対して準備を行います。

オ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、山県警察署、北広島町消防本部・消防署と協力体制を構築します。

県内未発生期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内及び町内で発生していない状態

目的：

1) 県内・町内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

1) 県内・町内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぐ。

2) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 町の実施体制

- ・ 町は、他県において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに町感染症(新型インフルエンザ等)対策連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、町対策本部の設置を検討します。

イ 緊急事態宣言時の措置

- ・ 町は、国により緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置します。(特措法第36条)【非常体制】

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国及び県等を通じて必要な情報を収集します。

イ 町民への情報提供

- ・ 町民に対し海外及び国内での発生状況を迅速かつ正確に情報を提供します。
 - * 引き続き、新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策などの最新情報をきたひろネット等の広報媒体で町民に情報提供します。
 - * 町は、外国人に対しては、民間団体等の協力を得て、情報提供します。
 - * 町は、障害者に対しては、障害の特性に応じて情報提供に努めます。

ウ 相談窓口の充実・強化

- ・ 県が設置するコールセンターを町民に周知します。
- ・ 県より引き続き状況の変化に応じたQ & A等の情報の提供を受け、町民への注意喚起を行います。
- ・ 町は、町民からの相談に対応する相談窓口を保健課に設置し、問合わせに対応します。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 山県郡医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、町内発生に備えた協力を要請します。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染症危険情報の提供等

- ・ 国等関係機関からの情報をもとに感染症危険情報を発出し、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発生が確認された地域への渡航自粛等、町民や町内事業者等の注意喚起を継続します。

イ 感染防止策

- ・ 町民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図ります。
 - * 県感染症センターのホームページに基づき、町のホームページ及びきたひろネットなどの広報媒体を利用した感染防止策の周知を図ります。
 - * 町は、医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図ります。

ウ 社会活動等の制限

- ・ 町は、町民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染防止策について周知を図り、また、事業者等に対し、施設の使用制限の要請等の感染対策について周知を図り、理解と協力を求めます。
- ・ 町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知・徹底します。

<季節性インフルエンザ並みの場合の対応>

- ・ 町内で発生した場合には、次の感染拡大防止策の実施取組について要請します。
 - * 学校で患者が発生した場合、当該学校の児童・生徒等を感染から守るために、その設置者は必要に応じて臨時休業を行うこと。

(4) 予防接種

ア 特定接種

町は、国、県と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 住民接種

- ・ 町は、国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、全町民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な方法を事前に定め

た住民接種マニュアルにおいて、接種をするよう対応します。

- ・ 町は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を国及び県と連携して行います。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

- ・ 町は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する人は、県が設置する帰国者・接触者相談センターへ電話相談し、帰国者・接触者外来を受診するよう町民に周知します。
- ・ 町は、県が、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行できるよう調整を求めた場合、協力をします。
- ・ 町は、県西部保健所広島支所を中心に、山県郡医師会、薬局、北広島町消防本部・消防署等の関係者と連携を強化します。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

ア 町民への対応

- ・ 町民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知を図ります。
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。
- ・ 町民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図ります。

ウ 要援護者への生活支援

- ・ 町は、県内感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等及び搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討します。
- ・ 食料品・生活必需品等の確保、配分・配布方法等を検討します。

エ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、山県警察署、北広島町消防本部・消防署等の関係機関と協力体制を構築します。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給（特措法第 52 条）

水道事業者である町は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを周知します。

県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

目的：

- 1) 県内・町内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 非常体制

- ・ 町は、国からの緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置します。（特措法第36条）
- ・ 町対策本部の指揮の下、町内での感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限に抑え、かつ最低限の町民生活を維持するために必要な対策を実施します。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 町内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国や県を通じて必要な情報を収集します。

イ 町民への情報提供

- ・ 国内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、町民への注意喚起を行います。
 - * 新型インフルエンザ等の基本的知識、国内での発生状況及び感染防止策などの最新情報

報を町のホームページ及びきたひろネットなどで、町民に正確な情報を提供するとともに、随時町民にメッセージを発し、風評等による混乱防止を図ります。

- * 町は、外国人に対しては、民間団体等の協力を得て情報提供します。
- * 町は、障害者に対しては、障害の特性に応じて、情報提供に努めます。

ウ 相談窓口の充実・強化

- ・ 県より、引き続き状況の変化に応じたQ & A等の情報の提供を受け、相談窓口を継続設置し、適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化を行います。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 山県郡医師会に対し、患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供します。

(3) まん延防止に関する措置

ア 町内でのまん延防止

- (ア) 町は、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。
- (イ) 町は、県からの要請に応じ、町民、事業者、関係機関等に対して対策を行います。
 - ・ 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。
また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や、帰国者接触者外来への相談等を要請します。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請します。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
 - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請します。

(3) 予防接種

ア 予防接種

- (ア) 特定接種
 - ・ 町は、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行います。
- (イ) 住民接種
 - ・ 町は、国の接種順位にかかる考え方等に関する国の決定内容を確認します。
 - ・ 町は、県の要請に応じ住民接種を開始します。（予防接種法第6条第3項）
 - ・ 町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に

関する情報を提供します。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

- ・ 町は、県西部保健所広島支所を中心に、山県郡医師会、薬局、北広島町消防本部・消防署等の関係者と連携を強化します。
- ・ 町は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する人は、県が設置する帰国者・接触者相談センターへ電話相談し、帰国者・接触者外来を受診するよう町民に周知します。
- ・ 町は、患者等が増加した段階で、県から、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう要請があった場合、関係機関と調整のうえ、町民に診療体制の移行及び受診方法を周知します。
- ・ 患者や医療機関から要請があった場合は、患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

ア 町民への対応

- ・ 町民に対し、次の取組を心掛けるよう周知します。
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。 等
- ・ 町民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

イ 事業者への対応

事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知します。

特に、指定地方公共機関等社会機能の維持に関わる事業者には、職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組の準備を行うよう要請します。

ウ 要援護者への支援

- ・ 町は、県内感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見まわり、介護、訪

問看護、訪問診療、食料提供、医療機関への移送)等、搬送、死亡時の対応について、対象世帯の把握とともに、具体的な手続きを進めます。

- ・ 居宅介護支援事業所、相談支援事業所と連携し支援します。
- ・ 災害応急救助物資の配布を準備します。

エ 防犯・防災活動

新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯、防災機能を維持し、町民生活の安全・安心を確保できるよう、山県警察署、北広島町消防本部・消防署等の関係機関と連携し対応を図ります。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(ア) 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始します。登録事業者は、医療の提供並びに町民生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行います。

(イ) 水の安定供給（特措法第 52 条）

町は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(ウ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを周知します。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、県からの要請に応じ、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(オ) 埋葬・火葬の特例等（特措法第 56 条）

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、県から要請があったとき、町は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

県内感染期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活及び経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、町が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限に抑える。
- 6) 欠勤者の増大が予想されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 非常体制

町は、継続して感染拡大防止に必要な対策を最大限実施し、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置します。（特措法第36条）

また、町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用も検討します。（特措法第38条、39条）

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国及び県を

通じて必要な情報を収集します。

イ 町民への情報提供

- ・ 引き続き、町は相談窓口を設置し国内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、町民への注意喚起を行います。
- * 新型インフルエンザ等の基本的知識、国内での発生状況及び感染防止策などの最新情報を町のホームページ及びきたひろネットなどにより、町民に正確な情報を提供するとともに、随時町民にメッセージを発送し、風評等による混乱防止を図ります。
- * 町は、外国人に対しては、民間団体等の協力を得て情報提供します。
- * 町は、障害者に対しては、障害の特性に応じて、情報提供に努めます。

ウ 相談窓口の充実・強化

- ・ 町は、県よりQ & A等の必要な情報の提供を受け、相談窓口の充実・強化を図ります。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 山県郡医師会に対し、患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供をします。

(3) まん延防止に関する措置

ア 町内でのまん延防止

- (ア) 町は、業界団体等を経由し又は直接、町民、事業者等に対して次の要請を行います。
- ・ 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。
また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請します。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
 - ・ 集客施設（千代田開発センター、公民館、運動公園、図書館等）管理者、通所系サービス事業所に対し、感染予防策の徹底を周知するとともに、新型インフルエンザ等発生時において、事業自粛を強く要請します。
 - ・ 町民に対し、集会や活動等の自粛を要請するとともに、不要不急の外出自粛も併せて要請します。

(4) 予防接種

ア 住民接種

町は、県内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を行います。

(5) 医療

ア 診療体制の維持

- ・ 町は、県西部保健所広島支所を中心に、山県郡医師会、薬局、北広島町消防本部・消防署等の関係者と連携を強化します。
- ・ 町は、県から、診療体制の移行について要請があった場合、町民に町内の診療体制と受診方法を周知します。

【想定される診療体制】

- ・ 帰国者・接触者外来を中止し、原則一般の医療機関(新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く)で新型インフルエンザ等の患者の診療を行います。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅で療養します。

イ 在宅で療養する患者への支援

町は、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

ア 事業者への対応

町は、県と連携し、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染拡大防止対策を講じるよう要請します。

イ 町民への対応

町は、町民に対し、生活上必要となる食糧・生活必需品の備蓄、ゴミの減量化、資源節約と排出抑制について周知します。

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

町民の不安に対応するため、相談窓口で生活相談や町民サービスへの問い合わせに対

応します。

ウ 要援護者への支援

町は、在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見まわり、介護、訪問看護、訪問診療、食料提供、医療機関への移送）等、搬送、死亡時の対応を行います。

居宅介護支援事業所、相談支援事業所と連携し支援します。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

（ア）水の安定供給（特措法第52条）

水道事業者である町は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

（イ）サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを周知します。

（ウ）生活関連物資等の価格の安定等

町は、県と連携し、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

（エ）埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、国から要請があったとき、町は、一時的に遺体を安置する施設等をただちに確保します。

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

目的：

- 1) 町民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- ・ 町対策本部は、県の専門家委員会の意見等及び国による「小康期」の公示等を踏まえ、体制の規模を縮小します。
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、対処方針等の見直しを行い、流行の第二波に備えた対策を検討します。
- ・ 町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止します。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集します。

イ 情報提供

- ・ 引き続き、流行の第二波に備え、町民及び事業者等への情報提供と注意喚起を行います。
- ・ 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行います。

ウ 相談窓口

- ・ 状況を見ながら、町の相談窓口を縮小します。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染防止策

- ・ 引き続き、町民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するように周知徹底を図ります。

(4) 予防接種

ア 予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。

(5) 医療

ア 医療体制

新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、町内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

ア 町民及び事業者への対応

町は、必要に応じて、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資用の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。併せて、県と連携し、事業者に対しても食料品、生活関連物資用の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 業務の再開

- ・ 町は、国及び県の方針に従い、町内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知します。
- ・ 町は、県と連携し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行います。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国、県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

【用語の解説】（五十音順）

用語	解説
亜型検査	<p>同じグループに属する病原体のさらに詳細な型別を調べる調査。</p> <p>「インフルエンザ亜型検査」であれば、インフルエンザの種類を新型か香港型かソ連型かを調べることを指す。</p>
アジアかぜ	<p>1957年（昭和32年）に中国南西部で発生した当時の新型インフルエンザであり世界で約200万人が罹患したとされている。</p>
陰圧病床	<p>院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。</p>
インフルエンザウイルス	<p>インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こしているのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）</p>
ウイルス学的サーベイランス	<p>流行している新型インフルエンザ等ウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。</p>
疫学調査	<p>感染者や感染者に接触歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。</p>
家きん	<p>鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。</p> <p>なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。</p>
感染症サーベイランスシステム（NESID）	<p>感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。</p>
感染症指定医療機関	<p>感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。 * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感

	<p>染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</p>
感染症病床、結核病床	<p>病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。</p>
帰国者・接触者外来	<p>新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。</p> <p>帰国者・接触者外来は、海外発生期から県内発生早期までを設置時期とし、患者が相当程度増加（感染期等）した段階では患者のトリアージ効果が望めないため、相談センターを縮小・廃止する。</p> <p>新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。</p> <p>帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>
帰国者・接触者相談センター	<p>発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するために都道府県及び市町が保健所等に設置する電話対応専門の施設。</p> <p>新型インフルエンザ等の患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。</p>
基礎疾患を有する者等	<p>妊婦、幼児又は呼吸器疾患（喘息を含む。）、心疾患（高血圧を除く。）、腎疾患、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、代謝性疾患（糖尿病を含む。）、免疫機能不全（H I V、悪性腫瘍を含む。）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して、医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等を指す。</p>
急性呼吸器症状	<p>急に咽頭痛、咳嗽、鼻汁、鼻づまり、喀痰、呼吸困難、発熱、悪寒などを発症する症状である。</p>
業務継続計画	<p>新型インフルエンザ等が発生した際、事業所内における感染拡大防止と社会機能維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し又は不要不急の業務を縮小・中止するため、各事業者において事業を継続するための計画。</p>

抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
行動計画	新型インフルエンザ等が発生した場合、迅速かつ適切な対応が実施できるよう、あらかじめ政府、県、市町がそれぞれ行うべき対応等を定めた計画。(特措法第6条から第8条)
個人防護具 (PPE : Personal Protective Equipment)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。 特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析が行われている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。(特措法第2条第6号)
指定地方公共機関	都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(特措法第2条第7号)
指定届出機関	感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所のこと。
死亡率(Mortality Rate)	ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
症候群サーベイランス	あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。
症例定義	それぞれの病気に対して症例を定めたもの。
人工呼吸器	呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。
新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を保有していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

	<p>毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。</p>
<p>新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009</p>	<p>2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、流行状況が従来の季節性インフルエンザと同等なものとなったため、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。</p>
<p>新感染症</p>	<p>新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>
<p>スペインかぜ</p>	<p>1918年（大正7年）にスペインを中心にそれまでのインフルエンザと異なる形でのH1N1型の新型インフルエンザが発生し、世界的に流行し、世界中で約4,000万人が死亡したとされる。その後、この型が変異しソ連型インフルエンザウイルス（H1N1型）が発生した。</p>
<p>咳エチケット</p>	<p>感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。</p> <p>※ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。</p> <p>鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。</p> <p>咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。</p>
<p>積極的疫学調査</p>	<p>新型インフルエンザ等感染患者を確認したとき、感染症法第15条に基づき、その症例調査と接触者調査を行うこと。</p> <p>症例調査とは、症例に対して、疫学情報や臨床情報などに関して直接情報収集を行い、臨床部門、検査部門との調整により、検体検査も行う。</p> <p>また、症例の行動に関する詳細な情報の把握と接触者のリストアップを行うとともに感染源を特定していく。</p> <p>接触者調査とは、症例の接触者に対する調査であり、接触者に対する電話指導等による保健指導を行い、接触者の状況を追跡及び調査を行う。</p>
<p>致命率（Case Fatality Rate）</p>	<p>流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。</p>
<p>トリアージ</p>	<p>災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。</p>
<p>鳥インフルエンザ</p>	<p>A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性</p>

	<p>鳥インフルエンザ」という。</p> <p>近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。</p> <p>なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。</p>
入院勧告	<p>感染症法第26条の規定により準用する同法第19条及び20条に基づき、知事が新型インフルエンザ等感染患者に対して医療機関（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関等）に入院をさせること。</p> <p>入院期間は、10日間以内とされており、退院は、同法第22条で患者が病原体を保有していないことが確認されたときとなる。</p>
濃厚接触者	<p>新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。</p>
発病率（Attack Rate）	<p>新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。</p>
パンデミック	<p>感染症の世界的大流行。</p> <p>特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。</p>
パンデミックサーベイランス	<p>海外発生期から県内未発生期までの間、県内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム。</p> <p>県内発生早期から県内感染期までの間、新型インフルエンザ等の発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。</p>
パンデミックワクチン	<p>新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザ等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。</p>
PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）	<p>DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。</p>
病原性	<p>新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症</p>

	<p>状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。</p>
<p>プレパンデミックワクチン</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザ等ウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在はH5N1亜型を用いて製造）</p>
<p>香港かぜ</p>	<p>1968年（昭和43年）に香港で発生したとされるH3N2型のインフルエンザで50万人がなくなるとされている。</p>
<p>予防接種副反応迅速把握システム</p>	<p>ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位の変更等の判断に役立てることを目的とする。</p>
<p>リスクコミュニケーション</p>	<p>我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政、住民などの関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。</p>

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、国は基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型, A-2:重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者 (医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等)	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士)	厚生労働省

		人国立病院機構の病院，独立行政法人労働者健康福祉機構の病院，社会保険病院，厚生年金病院，日本赤十字病院，社会福祉法人恩賜財団済生会の病院，厚生農業協同組合連合会の病院，社会福祉法人北海道社会事業協会の病院，大学附属病院，二次救急医療機関，救急告示医療機関，分娩を行う医療機関，透析を行う医療機関			
--	--	---	--	--	--

(注1) 重大緊急医療型小分類には，公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型，B-2: 指定公共機関型，B-3: 指定公共機関同類型，B-4: 社会インフラ型，B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。），指定居宅サービス事業，指定地域密着型サービス事業，老人福祉施設，有料老人ホーム，障害福祉サービス事業，障害者支援施設，障害児入所支援施設，救護施設，児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者（要介護度3以上，障害程度区分4（障害児にあつては，短期入所に係る障害児程度区分2と同程度）以上又は未就学児以下）がいる入所施設と訪問事業所介護等の生命維持にかかわるサービスを直接行う職員（介護職員，保健師・助産師・看護師・准看護師，保育士，理学療法士等）と意思決定者（施設	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				長)	
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の販売、配送	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節、資金決済の円滑の確保を通	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				じ信用秩序の維持に資するための措置	
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務, 運転指令業務, 信号取扱い業務, 車両検査業務, 運用業務, 信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務, 軌道および構造物の保守業務, 電力安定供給のための保守業務, 線路・電線路設備保守のための統制業務(電力指令業務, 保線指令業務), 情報システムの管理業務	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視, 保守・点検, 故障・障害対応, 燃料調達受入, 資機材調達, 送配電線の保守・点検・故障・障害対応, 電力システムの運用・監視・故障・障害対応, 通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理, 運行管理, 整備管理	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
道路旅客 運送業	B-2 B-3	一般乗合旅 客自動車運 送業 患者等搬送 事業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な旅客の運送	旅客バス・患者等 搬送事業用車両の運 転業務，運行管理 業務，整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ 等発生時における国 民への情報提供	新型インフルエンザ 等発生に係る社会状 況全般の報道を行う ための取材，編成・ 番組制作，番組送出， 現場からの中継，放 送機器の維持管理， 放送システム維持の ための専門的な要員 の確保	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ 等発生時における郵 便の確保	郵便物の引受・配 達	総務省
映像・音 声・文字情 報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ 等発生時における国 民への情報提供	新聞（一般紙）の新 型インフルエンザ等 発生に係る社会状況 全般の報道を行うた めの取材業務，編 集・制作業務，印刷・ 販売店への発送業 務，編集・制作シス テムの維持のための 専門的な要員の確保	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金 融業 農林水産金融 業 政府関係金融 機関	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な資金決済及び資 金の円滑な供給	現金の供給，資金 の決済，資金の融 通，金融事業者間取 引	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
河川管理・用水供給業	一	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道，工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダム流量調節操作及び用水供給施設操作，流量・水質に関する調査，ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業	一	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理，水質検査，配水管理，工業用水道設備の補修・点検・故障・障害対応	経済産業省
下水道業	一	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理，ポンプ場における監視・運転管理，管路における緊急損傷対応	国土交通省
上水道業	一	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理，導・送・配水管理，水道施設の故障・障害対応，水質検査	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済，CD/ATMを含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付，付合せ，約定	

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
		金融商品取引 清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け、取引の決済の保証	
		振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受け渡し	
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む。）の供給	石油製品（LPガスを含む。）の輸送・保管・出荷・販売	経済産業省
石油製品・ 石炭製品製 造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転，原料および製品の入出荷，保安防災，環境保全，品質管理，操業停止，油槽所における製品配送及び関連業務，貯蔵管理，保安防災，環境保全，本社・支店における需給対応（計画・調整），物流の管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達，冷暖房・給湯の供給監視・調整，設備の保守・点検，製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品，精穀・精粉，パン・菓子，レトルト食品，冷凍食品，めん類，育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	食料品の調達・配達，消費者への販売業務	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品，生活必需品（石けん，洗剤，トイレットペーパー，ティッシュペーパー，シャンプー，ごみビニール袋，衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品，生活必需品の調達・配達，消費者への販売業務	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 （育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	最低限の食料品の製造，資材調達，出荷業務	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸 売業 卸売市場関係 者	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品及び食 料品を製造するた めの原材料の供給	食料品・原材料の調 達・配達・販売業務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LPガス, ガソリンスタ ンド)	新型インフルエンザ 等発生時におけるLP ガス, 石油製品の供 給	オートガススタン ドにおけるLPガス の受入・保管・販 売・保安点検サー ビスステーション における石油製品 の受入・保管・配送・ 販売・保安点検	経済産業省
その他の生 活関連サー ビス業	B-5	火葬・墓地管理 業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
その他の生 活関連サー ビス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理 に際して、直接遺 体に触れる作業 (創傷の手当・身 体の清拭・詰め 物・着衣の装着)	経済産業省
その他小売 業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の生活必需品の 販売	生活必需品の調 達・配達, 消費者 への販売業務	経済産業省
廃棄物処理 業	B-5	産業廃棄物処 理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃 棄物の収集運搬, 焼 却処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(注4) 水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注5) 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、筋急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的

な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	区分1	各府省庁

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員，幹事会構成員，事務局員のみを対象 ・事務局員については，新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整，在外邦人支援	在外公館職員	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 入国管理局職員 税関職員	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査，解釈（行政府）	内閣法制局職員	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定，総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	区分1	—
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	区分1	—
市町村対策本部の意思決定，総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分1	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析，抗原解析，遺伝子解析，発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分1	—
住民への予防接種，帰国者・接触者外来の運営，疫学的調査，検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	区分1	—

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正，予算の議決，国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員 国会議員公設秘書 （政策担当秘書，公設第一秘書，公設第二秘書）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県，市町村の予算の議決，議会への報告	地方議会議員	区分 1	—
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	区分 1	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査，解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく，行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分 2	—
勾留請求，勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所，拘置所，少年刑務所，少年院，少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分 1 区分 2	警察庁

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
救急消火，救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用，船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策，在外邦人の輸送，医官等による検疫支援，緊急物資等の輸送 その他，第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員 各府省庁職員	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型，重大・緊急医療型，社会保険・社会福祉・介護事業，電気業，ガス業，鉄道業，道路旅客運送業，航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。），火葬・墓地管理業，産業廃棄物処理業，上水道業，河川管理・用水供給業，工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立、県立・市町村 立の医療施設職員	区分3	—
重大・緊急医療型			—
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村 立の介護・福祉施設 職員	区分3	—
電気業	電気業に従事す る職員	区分3	—
ガス業	ガス業に従事す る職員	区分3	—
鉄道業	鉄道業に従事す る職員	区分3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業 に従事する職員	区分3	—
航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を 含む。）	地方航空局職員、航 空 交通 管制 部 職 員	区分3	国 土 交 通 省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事 する職員	区分3	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業 に従事する職員	区分3	—
上水道業	上水道業に従事す る職員	区分3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供 給業に従事する職 員	区分3	—
工業用水道業	工業用水道業に従 事する職員	区分3	—
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施 設維持管理業	下水道業に従事す る職員	区分3	—